

【令和7年度】

東京都戸建住宅等液状化判定調査補助金

募集要領

東京都都市整備局市街地建築部

建築企画課

目次

本募集要領の目的	2
1 補助金制度の概要	2
1.1 目的	2
1.2 補助対象敷地	2
1.3 補助要件	2
1.4 補助金の交付対象者	3
1.5 補助金の交付額	3
1.6 申請から補助金受領までの主な流れ	3
2 申請に当たって	4
2.1 交付申請の受付期間	4
2.2 申請手続きの代行について	4
2.3 補助対象者と申請者の関係について	4
2.4 チェックシート兼誓約書について	4
3 交付申請	4
3.1 交付申請	4
4 交付決定	6
4.1 交付決定	6
5 請求と補助金支払	6
5.1 請求	6
5.2 補助金支払	7
6 補助金交付に当たっての留意事項	7
6.1 留意事項	7
7 提出書類	8
7.1 提出書類一覧	8
8 参考	9

本募集要領の目的

本募集要領は、東京都戸建住宅等液状化判定調査補助金交付要綱（以下「要綱」という。）をもとに、本事業の補助金申請をしようとする皆様（以下「申請者」という。）の事務処理が適正かつ円滑に実施されることを目的に作成しております。

申請にあたっては、本募集要領と合わせて要綱本文等もご参照頂きますようお願いいたします。

1 補助金制度の概要

1.1 目的

住宅における地盤の調査に要する費用の一部を助成することにより、都民等が地盤の液状化の可能性を把握することで、建築物の液状化対策促進を図るとともに、災害に強いまちづくりを目指すことを目的とします。

1.2 補助対象敷地

補助の対象となる敷地は、建築基準関係規定に適合した地階を除く階数が3以下の戸建住宅等を新築又は建て替えにより建築するための敷地とします。

1.3 補助要件

下記①～⑥の要件に適合するものを補助対象とします。

- ①補助対象敷地であること
- ② J I S A 1221 に規定するスクリューウエイト貫入試験（SWS試験）を実施すること
- ③地下水位を測定すること
- ④次のいずれかの土質試験を行うこと
 - ア J I S A 1204 に規定する土の粒度試験
 - イ J I S A 1223 に規定する土の細粒分含有率試験
 - ウ J I S A 1205 に規定する土の液性限界・塑性限界試験（埋立て又は盛土地盤を対象とする場合に限る。）
 - エ 小規模建築物基礎設計指針に規定する土質試験
- ⑤建築基礎構造設計指針（日本建築学会発行）、小規模建築物基礎設計指針（日本建築学会発行）又は建築物の構造関係技術基準解説書（一般財団法人建築行政情報センター及び一般財団法人日本建築防災協会発行）に掲載されている計算方法による液状化判定を実施すること
- ⑥都が別に行う事業において、液状化判定調査に係る費用に対して都費を含む補助金を受けていないこと

1.4 補助金の交付対象者

下記①～②の要件に適合する者を交付対象者とします。

①補助対象敷地の所有者

②補助対象経費の全額を支出した者

また、以下のいずれにも該当しない者であることが必要です。

①暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）

②暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

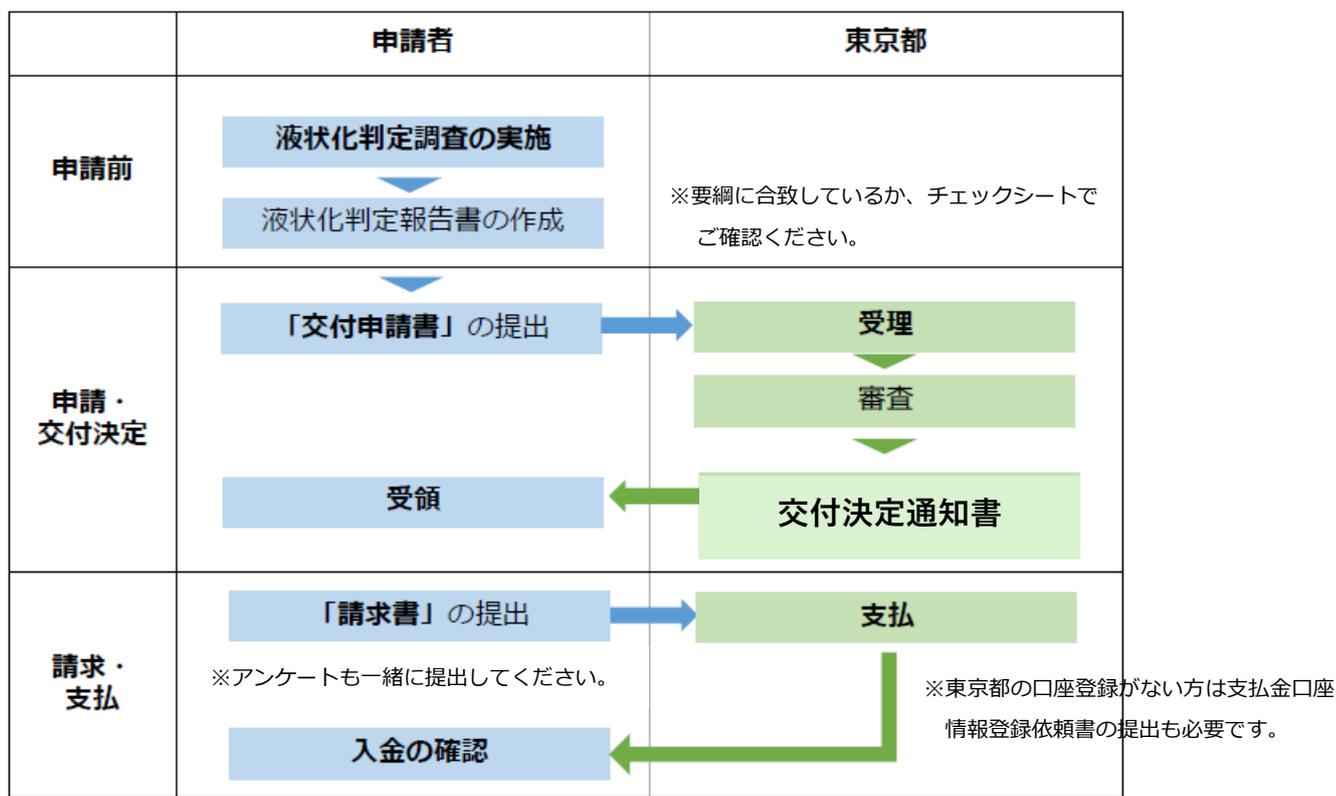
③法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

④税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

1.5 補助金の交付額

都が交付する補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内の額、かつ、10 万円以内の額とします。また、都の予算の範囲内とします。

1.6 申請から補助金受領までの主な流れ



2 申請に当たって

2.1 交付申請の受付期間

交付申請の受付は、令和7年4月1日（火曜日）から令和8年2月27日（金曜日）までです。

※申請は、窓口、郵送、メール又は Logo フォームで受け付けます。

※申請書類に不備があると受付できませんのでよくご確認ください。不足書類等が全て揃った日が受付日となりますので、時間の余裕をもって申請していただきますようお願いします。

※受付した申請書は先着順で審査を行い、予算額に達した時点で受付を終了します。

2.2 申請手続の代行について【手続代行者による申請も可能です】

申請者は、補助金の交付に係る手続を、当該申請を行う者に委任することができます。

原則として、申請書類等についての申請者への質問や依頼は手続代行者に連絡しますので、手続代行者が窓口となって対応してください。

手続代行をする場合は委任状を作成、提出してください。

2.2.1 委任状のダウンロード

【URL】 <https://kenchiku-ekijoka.metro.tokyo.lg.jp/index.html>

2.3 補助対象者と申請者の関係について

補助対象者と申請手続きを行う方が異なる場合（代理人が手続きを行う場合など）は、委任状を提出してください。

2.4 チェックシート兼誓約書について

申請者は実施する液状化判定調査が補助の対象となるか、交付申請前にチェックシートで確認してください。液状化判定調査実施後、交付の対象とならない場合でも東京都は一切の責任を負いません。

2.4.1 チェックシート兼誓約書のダウンロード

【URL】 <https://kenchiku-ekijoka.metro.tokyo.lg.jp/index.html>

3 交付申請

3.1 交付申請

【申請者が行う手続】

補助金の交付を受けるためには、交付申請が必要です。交付申請の対象となる液状化判定調査は、以下の期間に実施・申請されたものです。ただし、令和8年2月27日（金曜日）以前でも予算額に達した場合は受付を終了します。

【受付期間】 令和7年4月1日（火）から令和8年2月27日（金）まで

3.1.1 申請書類の様式のダウンロード

【URL】 <https://kenchiku-ekijoka.metro.tokyo.lg.jp/index.html>

3.1.2 申請書類の書き方と添付書類

- ・申請書類は来庁（窓口受付）又は郵送（郵送受付）の場合は、**A4用紙で2部（正本・副本）**ご提出ください。
- ・メール又はLogoフォームで申請する場合、**副本**の提出は不要です。

3.1.3 申請書類の提出先

東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 耐震化推進担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 第二本庁舎3階南側
TEL 03-5388-3362 E-mail S0000168@section.metro.tokyo.jp

- ・申請書類は、上記申請先へ直接来庁（窓口受付）、郵送（郵送受付）、メール又はLogoフォームにて提出してください。
- ・申請書類に不備があると受付できませんので、よくご確認ください。
- ・不足書類等が全て揃った日が受付日となりますので、ご注意ください。

【受付方法と留意事項】

受付方法	留意事項
窓口受付	<ul style="list-style-type: none">・お越しになる前に上記申請先まで来庁日時の予約をお願いいたします。担当者不在の場合、受付できない場合があります。 受付時間 9時から17時まで（土曜日、日曜日、国民の祝日等の休日、年末年始期間（12月29日から1月3日まで）を除く）
郵送受付	<ul style="list-style-type: none">・申請書類を受領した旨の連絡は致しませんので、配達状況が確認できる方法（簡易書留など）でお送りください。・必要に応じて内容についてお電話で確認させていただきますので、ご対応をお願いいたします。
メール (推奨)	<ul style="list-style-type: none">・本人確認と提出書類についてお電話で確認させていただきますので、ご対応をお願いいたします。・連絡がない場合は、お電話をお願いいたします。
Logo フォーム (推奨)	<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード等で本人確認を行います。・申請受付や交付決定の際はメールで通知します。

4 交付決定

4.1 交付決定

【都が行う手続】

都は、交付申請の受付後、申請内容を審査し、適当と認める場合は交付決定を行います。

4.1.1 審査

- ・ 審査過程で、申請書類に関するヒアリングや現地確認・調査等を行う場合があります。
- ・ 審査の途中経過に関するお問合せにはお答えできませんのでご了承ください。

4.1.2 交付決定

- ・ 申請内容を審査し、適当と認めた場合は、**交付決定通知書を申請者（申請者から手続代行者に受領を委任されている場合は手続代行者）に郵送**します。
- ・ **交付決定通知書の再発行はできませんので大切に保管してください。**
- ・ 交付決定通知書の発送日に関するお問合せにはお答えできませんのでご了承ください。
- ・ 交付決定通知書をもって、補助金額の額の確定とします。

5 請求と補助金支払

5.1 請求

【申請者が行う手続】

交付決定通知書を受けた後、速やかに請求書に必要な書類を添えて提出してください。

本補助金の請求には、「支払金口座情報登録依頼書」（新規登録者）又は「支払金口座振替依頼書」（口座登録済者）が必要です。初めて東京都からの支払いを受ける方は、下記ページから「支払金口座情報登録依頼書（新規）」Excel ファイルをダウンロードの上作成をお願いいたします。

■新規登録の方



■支払金口座振替依頼書をお持ちの方又は東京都に口座情報登録をしている方

耐震化推進担当に「支払金口座振替依頼書」をご提出ください。「支払金口座振替依頼書」を紛失した方や2年以内に東京都から支払いを受けたことがある方は、耐震化推進担当にご相談ください。

5.1.1 支払金口座情報登録依頼書のダウンロード

【URL】 <https://www.kaikeikanri.metro.tokyo.lg.jp/noufu-uketori/keiyaku>

- ・ 登録内容に誤りがあった場合などは支払いに時間を要する場合がありますので、ご注意ください。
- ・ 必要事項をご記入の上、請求書と合わせて、請求窓口（東京都 都市整備局 建築企画課 耐震化推進担当）へ提出してください。

5.1.2 請求書の様式のダウンロード

【URL】 <https://kenchiku-ekijoka.metro.tokyo.lg.jp/index.html>

5.1.3 申請書類の書き方と添付書類

・請求書の記載例と添付資料については、東京都建築物における液状化対策ポータルサイトをご覧ください。

【URL】 <https://kenchiku-ekijoka.metro.tokyo.lg.jp/index.html>

5.2 補助金支払

【都が行う手続】

請求内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付いたします。

なお、支払いについては毎月 15 日を締め日とし、1 か月に一度まとめてお支払いしますので、**請求から振込までに時間を要することもあります。**

振込を行った旨の通知書は送付しませんので、口座のご確認をお願いします。

6 補助金交付に当たっての留意事項

6.1 留意事項

■他の補助金との重複受給の禁止

補助対象経費について、本補助金以外に以下の補助金等を受けることはできません。

- ・原資に都費を含む国、区市町村から交付される補助金等

■交付決定の取消

次のいずれかに該当した場合、都は補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。

交付決定の取消は、補助金の額の確定後や補助金の交付後も適用されます。なお、補助事業の取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることとなります。この場合、返還までの期間に応じた違約加算金も併せて納付していただきます。

- ・偽りその他不正の手段により、この補助金の交付等を受けたとき
- ・その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件、この要綱に基づく命令又は法令等に違反したとき

■アンケートへの協力

本補助金の交付を受ける方は、液状化対策に関するアンケートへのご協力をお願いいたします。

7 提出書類

7.1 提出書類一覧

手続		No	名称	備考
事前準備	様式	—	チェックシート兼誓約書	申請前に確認の上、交付申請書と一緒に提出
交付申請	様式	1	交付申請書	別記第1号様式
	添付書類	1	確認申請書、確認済証、工事請負契約書	いずれか一つ
		2	補助対象経費を確認できる書類	
		3	補助対象敷地の登記事項証明書	
		4	液状化判定調査の報告書	ハウスメーカーや地盤調査会社などが作成したもの
		5	その他知事が指定する書類	
撤回届出	様式	3	撤回届出書	別記第3号様式
請求	様式	4	請求書	別記第4号様式
	添付書類	1	支払金口座振替依頼書	あらかじめ、支払金口座情報登録依頼書の提出が必要
手続代行	様式	—	委任状	押印必須

8 参考

■チェックシート兼誓約書

東京都戸建住宅等地盤調査補助金チェックシート兼誓約書

- 戸建住宅等を新築又は建て替えをした又はする予定
 - SWS試験（JIS A 1221に規定するスクリューウエイト貫入試験）を実施した
 - 地下水位を測定した
- 要綱記載の下記ア～エのいずれかの土質試験を実施した
- ア JIS A 1204に規定する土の粒度試験
 - イ JIS A 1223に規定する土の細粒分含有率試験
 - ウ JIS A 1205に規定する土の液性限界・塑性限界試験（埋立て又は盛土地盤を対象とする場合に限る。）
 - エ 小規模建築物基礎設計指針に規定する土質試験
- 要綱記載の下記液状化判定のいずれかを実施した
- ・ 建築基礎構造設計指針（日本建築学会発行）
 - ・ 小規模建築物基礎設計指針（日本建築学会発行）
 - ・ 建築物の構造関係技術基準解説書（一般財団法人建築行政情報センター及び一般財団法人日本建築防災協会発行）
- 都の他の補助金を受けていない
 - 補助対象経費の全額を支出した
 - 敷地の所有者または手続き代行者である
 - 暴力団等ではない

私は、上記申請内容に相違ないことを誓約いたします。

東京都都市整備局長 殿

令和 年 月 日

住所

氏名（自署）

■ 様式記載例

別記第1号様式（第8関係）

令和 7年 4月 18日

東京都知事 殿

申請者

住所 東京都新宿区西新宿 2-8-1

氏名 東京 太郎

連絡先 03-5321-1111

申請書・請求書・口座振替依頼書の印鑑はすべて同じものとしてください。

押印

連絡がつきやすい番号

令和7年度東京都戸建住宅等液状化判定調査補助金交付申請書

標記の補助を受けたいので、東京都戸建住宅等液状化判定調査補助金交付要綱第8の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

所有者氏名	東京 太郎
申請敷地所在地 (住居表示)	東京都新宿区西新宿 2-8-1

添付書類

- (1) 確認申請書、確認済証の写し又は工事請負契約書
- (2) 補助対象経費を証する書類の写し
- (3) 補助対象敷地の登記事項証明書
- (4) 液状化判定調査の報告書
- (5) その他知事が必要と認める書類

<本人確認欄>

書類発行権限を有する者

役職及び氏名 :

連絡先(電話番号) :

事務担当者

所属、役職及び氏名 : :

連絡先(電話番号) :

<所属行政庁確認欄*>

確認日 :

確認方法 : 対面 電話

その他 ()

- (注意) 1 本人確認欄は、押印する場合で請求書等にも押印をするときについては、記載不要です。
2 ※印のある項目は、記入しないでください

令和 7年 5月 16日

東京都知事 殿

申請者

住 所 東京都新宿区西新宿2-8-1

氏 名 東京 太郎

連絡先 03-5321-1111

押印

請 求 書

申請書・請求書・口座振替依頼書の印鑑はすべて同じものとしてください。

交付決定通知書記載の日付、番号を記載してください。

年 月 日付 都市建企第 号で、交付決定通知を受けた令和7年度東京都戸建住宅等液状化判定調査補助金について、交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

交付決定通知書記載の金額を記載してください。

記

請求金額

金 100,000 円

<本人確認欄>

書類発行権限を有する者

役職及び氏名 :

連絡先（電話番号） :

事務担当者

所属、役職及び氏名 :

連絡先（電話番号） :

<所属行政庁確認欄※>

確認日 :

確認方法 : 対面 電話

その他 ()

(注意) 1 本人確認欄は、押印する場合で請求書等にも押印をするときには、記載不要です。

2 ※印のある項目は、記入しないでください。

■委任状

委任状

代理人 住所 _____
氏名 _____ 印 _____

私は、上記の者を代理人と定め、「東京都戸建住宅等液状化判定調査補助金交付要綱」に基づく申請等の手続きに関する権限を委任します。

令和 年 月 日

委任者 住所 _____
氏名（名称） _____ 印 _____
代表者氏名 _____
連絡先電話番号 _____

※委任内容について、お電話で確認をさせていただく場合がございますので、日中に連絡のとれる電話番号をご記入ください。

※委任状は、委任者本人が作成してください。委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をした者は、刑法第 159 条（私文書偽造等）又は同法第 161 条（偽造私文書等行使）の規定により罰せられます。

※個人情報の保護に関する法律第 76 条の規定に基づき委任者本人等から納税証明申請書の開示請求があった場合は、本委任状も全部開示となります。

■ 請求書添付書類

- ・ 支払金口座情報登録依頼書

初めて東京都からの支払いを受ける方はこちらの用紙を耐震化推進担当にご提出ください。

支払金口座情報登録依頼書 (新規) 記入例

東京都知事 殿
東京都からの支払金の振込先については、下記口座を指定します。口座情報等の登録を依頼します。

令和 5 年 5 月 7 日

支払金口座情報登録依頼書
(印刷・変更・廃止)

住所 東京都新宿区西新宿2-8-1 西新宿ビル1階

依頼人 氏名 **株式会社 Tokyo銀行サービス888 代表取締役 東京 一郎** (印)

〒 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 西新宿ビル1階

フリガナ **カズキゲンシャ トウキョウチヨウサービスハチハチ**

氏名又は法人名(別) **株式会社 トウキョウチヨウサービス888**

郵便番号 **163-8001**

住所 東京都新宿区西新宿2-8-1 西新宿ビル1階

電話番号 (追加)
03-5321-1111

※ 印刷(個人項目)
1: 通番、2: 通番、4: 通番、5: 通番

口座種別 銀行 新設

口座番号 123400710145678

口座名義人(別) 東京 一郎

※ 印刷(個人項目)
1: 通番、2: 通番、4: 通番、5: 通番

※ 電話番号の変更はできません。旧電話番号の廃止及び新電話番号での新規登録を依頼してください。

※ 印刷(個人項目)
1: 通番、2: 通番、4: 通番、5: 通番

※ 電話番号の変更はできません。旧電話番号の廃止及び新電話番号での新規登録を依頼してください。

法人略語一覧

略語	略語	略語	略語	略語
株式会社	カ	学校法人	カク	地方独立行政法人
有限会社	コ	司法書士法人	カシ	社会保険労務士法人
合資会社	ク	社会福祉法人	カシ	一般財団法人
合名会社	ク	協賛士法人	セ	医療法人社団
合同会社	ト	更正保護法人	セ	医療法人財団
弁護士法人	ベ	特定非営利活動法人	ク	社会医療法人
宗教法人	シ	農事組合法人	カ	社団法人
行政書士法人	キ	独立行政法人	ト	公益社団法人
相互会社	リ	管理組合法人	カ	一般社団法人

※ 注意

- ・ 手書きで作成する場合は、黒色のボールペンで正確に記入してください。
- ・ 口座は40位まで登録できます。

① 依頼人

- ・ 住所、氏名を記入してください。
- ・ 法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名を記入してください。
- ・ 契約書・請求書と同一の印鑑で押印してください。

② フリガナ、氏名又は法人名

- ・ 法人の場合は、法人名のみ記入してください。
- ・ 支社・営業所名等で請求する場合は、支社・営業所名等まで記入してください。
- ・ 法人名等が25文字以上の場合は、24文字まで記入してください。

③ 金融機関名・支店名・預金種目・口座番号

- ・ 全国銀行資金決済ネットワークを利用している、全国の金融機関の登録が可能です。
- ・ 「銀行・信用金庫・信用組合・農協」及び「本店・支店」に該当しない場合は、○をつけずに、名称をすべて記入してください。
- ・ 必ず預金通帳等で内容を確認してください。

④ 口座名義人

- ・ 預金通帳等の表紙裏面のカナ口座名義人名を転記してください。
- ・ 英数字や記号はカナに直さず、そのとおりに転記してください。
- ・ (使用可能文字はカナに直さず、数字、アルファベット、スペース、ピリオド、左括弧、右括弧、ハイフン、スラッシュ、カンマです。)
- ・ 法人の場合は、法人略語を使用してください(「株式会社」「カ」等)。
- ・ カナ口座名義人が不明な場合は、金融機関へお問い合わせください。

【提出先】 請求書提出先の東京都の事業所等

【リンク先】 トウキョウ 都税などの納付・振替代金などの受取

(記入用紙ダウンロード) <http://www.東京都から支払いを受ける密着>

・支払金口座振替依頼書

東京都から支払いを受けたことがある方はこちらの用紙をご提出ください。

支払金口座振替依頼書（口座情報払用）見本

見本

支払金口座振替依頼書
（口座情報払用）

令和元年5月7日

東京都知事 殿
依頼人 住所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
西新宿ビル1階
氏名・法人名（法人の場合は、法人名及び代表者名・氏名）

甲

電話番号 03-5321-1111

東京都からの支払金については、下記の預金口座に振り込んでください。

（口座情報登録内容）

登録年月日 平成28年1月1日

口座情報コード
0 3 5 3 2 1 1 1 1 1 - 0 1 0 0

（口座振込番号）変更回数

氏名 株式会社 Tokyo ヌーサービズ 888
金融機関名 0000 XX銀行
支店名 000 XX銀行
預金種目 1 普通
口座番号 014567
口座名義人 ㊦ TOKYO ト ヌーサービズ 888

＊お願い

- 1 登録依頼のあった振込先口座の情報は、上記の枠内に表示の内容で登録されていますので、確認願います。
- 2 支払金の請求の際は、この「支払金口座振替依頼書（口座情報払用）」をコピーし、氏名・法人名欄に記名押印の上、請求書に添付してください。
- 3 押印に使用する印鑑は、契約書等の印鑑と同一のものを使用してください。

口座情報の登録完了後、東京都の事業所等から「支払金口座振替依頼書（口座情報払用）」を交付します。

登録内容の確認・依頼書の作成について

印字部分の内容をご確認後、「支払金口座振替依頼書（口座情報払用）」の写しを取り、氏名・法人名欄に記名押印してください。

※ 印字内容に誤りがありましたら、交付元の東京都の事業所等へご連絡ください。

※ 押印に使用する印鑑は、契約書等と同一のものを使用してください。

※ 黒色のボールペンで正確に記入してください。

※ 必ず、東京都が交付した「支払金口座振替依頼書（口座情報払用）」を使用してください。私製のものや印字部分を修正したものはご使用いただけません。

【提出先】 請求書提出先の東京都の事業所等

作成した「支払金口座振替依頼書（口座情報払用）」は、請求書に添付し、請求書提出先である東京都の事業所等へ提出してください。